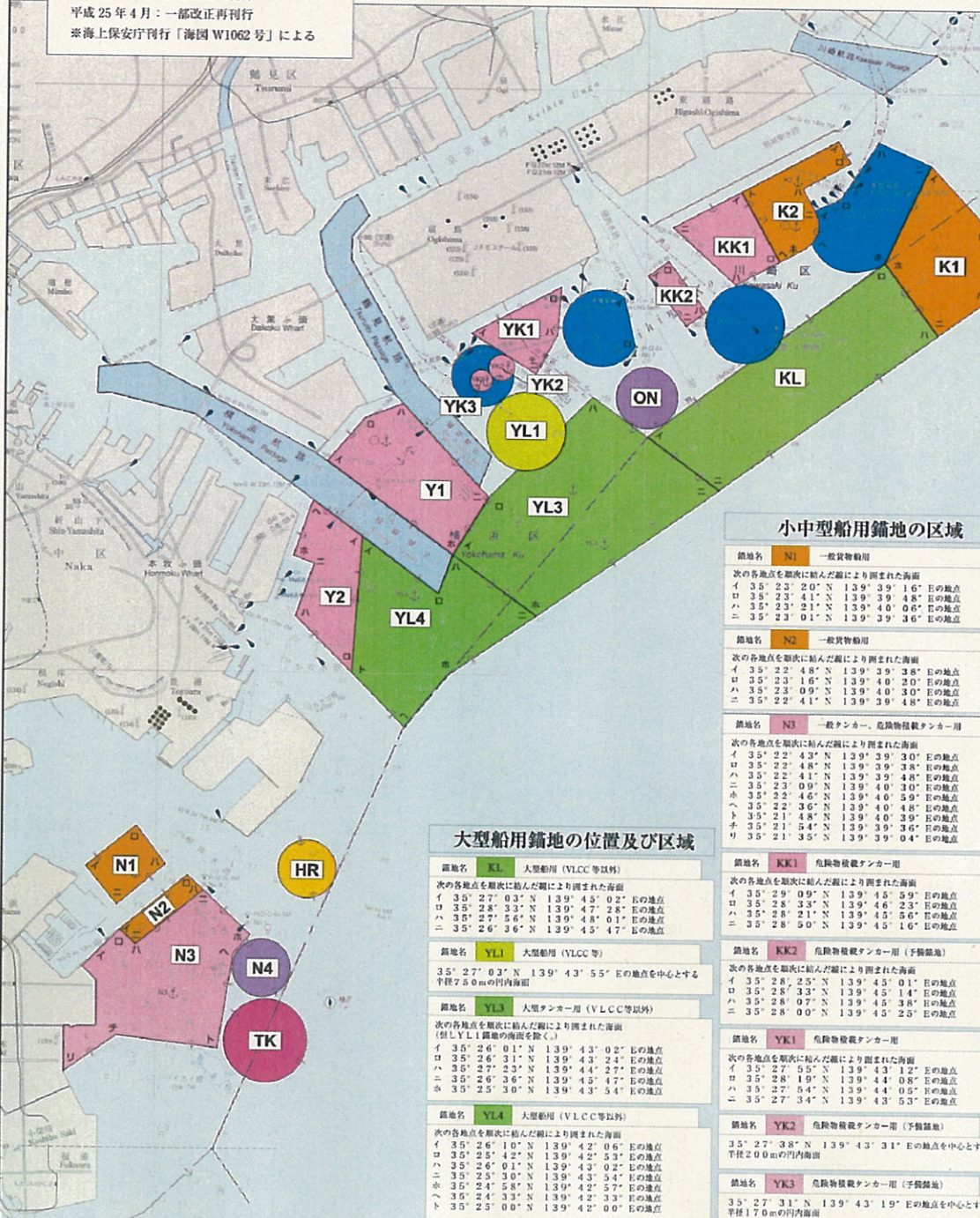


京浜港（横浜区・川崎区）における 危険物積載船及び一般船舶の錨地についてのお知らせ

平成 25 年 5 月 1 日から、錨地が下図のとおり区分されています。錨泊船は下記注意事項に従って錨泊してください。

平成 25 年 4 月
京 浜 港 長

平成 10 年 5 月：初版刊行
平成 15 年 3 月：一部改正再刊行
平成 25 年 4 月：一部改正再刊行
※海上保安庁刊行「海図 W1062 号」による



小中型船用錨地の区域

錨地名	K1	一般貨物船、一般タンカー用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 23" N	139° 47' 56" Eの地点
ロ	35° 28' 50" N	139° 48' 33" Eの地点
ハ	35° 28' 15" N	139° 48' 33" Eの地点
ニ	35° 27' 56" N	139° 48' 01" Eの地点
ホ	35° 28' 33" N	139° 47' 28" Eの地点

錨地名	K2	一般貨物船、一般タンカー用
次のイ地点からホ地点までを順次に結んだ線及びホ地点からホ地点までは横須賀港外周に沿った線並びにホ地点からホ地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 35" N	139° 46' 58" Eの地点
ロ	35° 29' 24" N	139° 47' 06" Eの地点
ハ	35° 29' 11" N	139° 46' 37" Eの地点
ニ	35° 29' 00" N	139° 46' 44" Eの地点
ホ	35° 28' 39" N	139° 46' 36" Eの地点
ト	35° 29' 09" N	139° 45' 59" Eの地点

錨地名	Y1	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 49" N	139° 41' 44" Eの地点
ロ	35° 27' 11" N	139° 42' 07" Eの地点
ハ	35° 27' 19" N	139° 42' 31" Eの地点
ニ	35° 26' 31" N	139° 43' 24" Eの地点
ホ	35° 26' 01" N	139° 43' 02" Eの地点

錨地名	Y2	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 10" N	139° 42' 06" Eの地点
ロ	35° 25' 00" N	139° 42' 00" Eの地点
ハ	35° 25' 29" N	139° 41' 27" Eの地点
ニ	35° 25' 56" N	139° 41' 37" Eの地点
ホ	35° 26' 00" N	139° 41' 24" Eの地点
ト	35° 26' 28" N	139° 41' 35" Eの地点

その他の船用錨地の位置及び

錨地名	ON	沖舟錨地用
35° 27' 22" N 139° 45' 01" Eの地点を中心とする半径450mの円内海面		

錨地名	N4	沖舟錨地用
35° 22' 29" N 139° 41' 06" Eの地点を中心とする半径450mの円内海面		

錨地名	TK	タンククレーニング船用
35° 21' 52" N 139° 41' 08" Eの地点を中心とする半径650mの円内海面		

錨地名	HR	予備錨地
35° 23' 20" N 139° 41' 33" Eの地点を中心とする半径450mの円内海面		

シーバース離着岸時に利用される

東横線シーバース
次のイ地点からホ地点を順次に結んだ線（下記参照）及びホ地点までは35° 28' 47" N 139° 47' 09" Eの地点を中心とする半径290mの円内海面並びにイ地点からイ地点へ横須賀港外周に沿った線により囲まれた海面
イ 35° 28' 59" N 139° 46' 44" Eの地点
ロ 35° 29' 03" N 139° 46' 56" Eの地点
ハ 35° 29' 07" N 139° 47' 21" Eの地点
ニ 35° 28' 33" N 139° 47' 55" Eの地点
ホ 35° 28' 33" N 139° 47' 26" Eの地点

川崎シーバース
35° 28' 01" N 139° 46' 05" Eの地点を中心とする半径600mの円内海面

東横線1Nグンバース
次のイ地点からロ地点を順次に結んだ線（下記参照）と35° 28' N 139° 44' 34" Eの地点を中心とする半径620mの円内海面
イ 35° 28' 18" N 139° 44' 46" Eの地点
ロ 35° 27' 44" N 139° 44' 52" Eの地点

東横線2Nグンバース
35° 27' 32" N 139° 43' 18" Eの地点を中心とする半径520mの円内海面

小中型船用錨地の区域

錨地名	N1	一般貨物船用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 23' 20" N	139° 39' 16" Eの地点
ロ	35° 23' 41" N	139° 39' 48" Eの地点
ハ	35° 23' 21" N	139° 40' 06" Eの地点
ニ	35° 23' 01" N	139° 39' 36" Eの地点

錨地名	N2	一般貨物船用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 22' 48" N	139° 39' 38" Eの地点
ロ	35° 23' 16" N	139° 40' 20" Eの地点
ハ	35° 23' 09" N	139° 40' 30" Eの地点
ニ	35° 22' 41" N	139° 39' 48" Eの地点

錨地名	N3	一般タンカー、危険物積載タンカー用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 22' 43" N	139° 39' 30" Eの地点
ロ	35° 22' 43" N	139° 39' 30" Eの地点
ハ	35° 22' 41" N	139° 39' 48" Eの地点
ニ	35° 23' 09" N	139° 40' 30" Eの地点
ホ	35° 22' 46" N	139° 40' 50" Eの地点
ト	35° 22' 36" N	139° 40' 48" Eの地点
チ	35° 21' 48" N	139° 40' 39" Eの地点
リ	35° 21' 54" N	139° 39' 36" Eの地点
ル	35° 21' 35" N	139° 39' 04" Eの地点

錨地名	KK1	危険物積載タンカー用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 09" N	139° 45' 59" Eの地点
ロ	35° 28' 33" N	139° 45' 14" Eの地点
ハ	35° 28' 21" N	139° 45' 56" Eの地点
ニ	35° 28' 50" N	139° 45' 16" Eの地点

錨地名	KK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 28' 25" N	139° 45' 01" Eの地点
ロ	35° 28' 33" N	139° 45' 14" Eの地点
ハ	35° 28' 07" N	139° 45' 38" Eの地点
ニ	35° 28' 00" N	139° 45' 25" Eの地点

錨地名	YK1	危険物積載タンカー用
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 55" N	139° 43' 12" Eの地点
ロ	35° 28' 19" N	139° 44' 08" Eの地点
ハ	35° 27' 54" N	139° 44' 05" Eの地点
ニ	35° 27' 34" N	139° 43' 53" Eの地点

錨地名	YK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）
35° 27' 38" N 139° 43' 31" Eの地点を中心とする半径200mの円内海面		

錨地名	YK3	危険物積載タンカー用（予備錨地）
35° 27' 31" N 139° 43' 19" Eの地点を中心とする半径170mの円内海面		

大型船用錨地の位置及び区域

錨地名	KL	大型船用（VLCC等以外）
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 03" N	139° 43' 02" Eの地点
ロ	35° 27' 56" N	139° 43' 01" Eの地点
ハ	35° 26' 36" N	139° 45' 47" Eの地点

錨地名	YL1	大型船用（VLCC等）
35° 27' 03" N 139° 43' 55" Eの地点を中心とする半径750mの円内海面		

錨地名	YL3	大型タンカー用（VLCC等以外） （但しYL1錨地の海面を除く）
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 24' 01" N	139° 43' 02" Eの地点
ロ	35° 24' 31" N	139° 43' 24" Eの地点
ハ	35° 27' 23" N	139° 44' 27" Eの地点
ニ	35° 26' 36" N	139° 45' 47" Eの地点
ホ	35° 25' 30" N	139° 43' 54" Eの地点

錨地名	YL4	大型船用（VLCC等以外）
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 10" N	139° 42' 06" Eの地点
ロ	35° 25' 42" N	139° 42' 53" Eの地点
ハ	35° 26' 01" N	139° 43' 02" Eの地点
ニ	35° 24' 30" N	139° 43' 02" Eの地点
ホ	35° 24' 58" N	139° 42' 57" Eの地点
ト	35° 24' 33" N	139° 42' 33" Eの地点
チ	35° 25' 00" N	139° 42' 00" Eの地点

※注意事項※

- 総トン数10,000トン以上又は全長150m以上の船舶は大型船用錨地に、未滿の船舶は小・中型船用錨地に錨泊するよう区分しています。
 - 総トン数500トン未滿の一般船舶については、シーバースが存在する上図の青色に塗られた区分を避けて、小・中型船用のK1、K2、Y1、Y2、N1及びN2錨地に錨泊するようお願いいたします。
 - 錨泊する船舶は、
 - 当直体制を強化し見張りの励行
 - 気象、海象の把握
 - 国際VHF16chの常時聴取
 - AIS（船舶自動識別装置）装備船は、AISの常時作動を行い、走錨などによる海難の防止に努めてください。
- ※特に風の影響を受けやすい自動車専用運搬船及びコンテナ船の錨泊にあたっては、走錨を考慮した体制の確保に万全を期すようお願いいたします。

お問い合わせ先

横浜海上保安部 TEL.045-201-8180

川崎海上保安署 TEL.044-266-0118